

3 田監第 1031 号  
令和 3 年 7 月 27 日

田村市長 白石 高司 様  
田村市議会議長 大橋 幹一 様  
田村市教育委員会教育長 飯村 新市 様

田村市監査委員 郡 司 健 一

同 石井 忠治

令和 3 年度定期監査(出先機関)の結果報告について (通知)

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を田村市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

## 定期監査（出先機関）結果報告

### 1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2. 監査の執行者

田村市監査委員 郡 司 健 一

田村市監査委員 石 井 忠 治

### 3. 令和3年度定期監査の実施日時及び対象について

実施日	時 間	監査対象課所名	監査を行った場所	備考
7月6日（火）	9:30 ~ 10:22	芦沢幼稚園	芦沢幼稚園	
	10:37 ~ 11:35	芦沢出張所	芦沢出張所	
	13:20 ~ 14:39	七郷出張所	七郷出張所	
7月7日（水）	9:35 ~ 10:50	都路こども園	都路こども園	
	11:00 ~ 11:35	都路歯科診療所	都路歯科診療所	
	13:30 ~ 14:37	子育て支援センター	子育て支援センター	
7月8日（木）	9:35 ~ 11:00	大越小学校	大越小学校	
	11:09 ~ 12:08	大越公民館	大越公民館	
	13:00 ~ 14:10	田村市図書館	田村市図書館	
7月9日（金）	9:20 ~ 10:30	瀬川小学校	瀬川小学校	
	11:05 ~ 12:24	船引中学校	船引中学校	

### 4. 監査の範囲

令和2年度に実施した事務事業及び公共的団体等、準公金、服務票（小学校・中学校除）に係る事務

### 5. 監査の着眼点

- (1) 予算の執行及び出納その他の事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 現金の取扱い、施設等の維持管理が適切に行われているか。

### 6. 監査の方法

- (1) 定期監査資料、関係書類、諸帳簿等の提出を求め、事務補助職員による書類及び帳簿の照合確認などの事前調査を行った。
- (2) 監査当日は、実地調査により出先機関の説明を聴取するとともに監査委員から疑問点等について質問を行った。
- (3) 監査の結果、指摘事項等があれば、監査委員から改善、検討を指示した。また、監査委員から講評を行った。

## 7. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事業遂行のための管理・運営については、総合的に、概ね適正に処理されていると認められた。

一部に改善を要する事項（指導事項）が認められたので、内容を十分に理解し、それぞれ必要な措置を講じられ、適正な事務処理に努められたい。

なお、学校等施設の管理状況は、一部、老朽化等により、修繕を要する箇所が認められたので、所管課所において、早急に予算措置を行い、修繕されたい。

また、事務処理上検討又は留意すべき点で軽微なものについては、監査の過程でその都度、口頭にて指導した。

### (1) 改善を要する事項

#### ◎ 準公金の取り扱いについて

準公金に係る金銭の収受及び支出に係る出納手続きは、支払遅延の防止に努めるとともに、請求書及び領収書等の書類は、「証憑書類（取引内容や取引条件を明らかにする書類）」であることを再認識されたい。

関係諸帳簿を整備する際には、請求書の請求年月日、請求金額及び請求内容を、領収書は、領収年月日及び領収金額を確認する等、適正に処理されたい。

請求書は、支払遅延による利息等により、損害賠償金が発生する恐れがあるので、事務手続きを適正・的確にされたい。

### (2) 注意を要する事項

#### ① 「公費以外で支出するもの（準公金）」に係る現金出納簿等の関係書類について

○現金出納に係る出納事務（準公金の支出事務）にあたって、決裁権者は、決裁区分（担当者から施設長まで）により、適正に事務処理をされたい。

特に、一部の施設において、支出伺いや現金出納簿の押印漏れが散見されたので、適正に処理されたい。

#### ② 施設及び設備の安全管理について

○施設及び設備の管理は、日頃の安全点検を徹底し、安全を確保するとともに、環境整備についても十分に配慮されたい。また、修繕が必要な箇所は早急に対応されたい。